

第1条 (約款の趣旨)

- この約款は、お客さま（個人のお客さまに限ります。以下同じとします。）が特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法（以下、「法」といいます。）第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下同じとします。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために、株式会社大光銀行（以下、「当行」といいます。）において開設する特定口座に関する事項及び当行との権利義務関係を明確にするためのものです。また、お客さまが源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例（法第37条の11の6第1項に規定する特例）を受けるために当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限りません。）における上場株式等の配当等の受領について、法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にすることも目的とします。
- 当行は、この約款に従って上場株式等保管委託契約ならびに上場株式配当等受領委任契約（特定口座源泉徴収選択届出書を提出されていないお客さまについては、特定口座での上場株式等の配当等の受領に関する規定は適用されないものとします。）をお客さまと締結いたします。
- お客さまと当行の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引約款」「保護預り規定兼振替決済口座管理規定」等他の規定等の定めによるものとします。

第2条 (特定口座の開設等)

- お客さまが当行に特定口座の開設を申込むにあたっては、あらかじめ、当行に対し、特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、お客さまには運転免許証、住民票の写し、印鑑証明書等その他一定の確認書類をご提示いただき、お名前、生年月日、ご住所等について確認させていただきます。
- お客さまが当行に特定口座を開設するためには、あらかじめ当行に投資信託総合取引口座または債券口座を開設していただくことが必要です。
- お客さまは当行に特定口座を複数開設することはできません。
- お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに、当行に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降については、お客さまからその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等をする時までに源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、引き続き当該特定口座源泉徴収選択届出書は有効なものとなります。なお、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等をした後は、当該年内に特定口座内における源泉徴収の取扱を変更することはできません。
- お客さまが当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該お客さまは、当該年内に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。
- お客さまが源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただくものとします。
- お客さまが源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただくものとします。

第3条 (特定保管勘定における保管の委託等)

特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託（以下、「保管の委託等」といいます。）は、特定保管勘定（特定口座に保管の委託等がされる上場株式等について、保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）において行います。

第4条 (特定上場株式配当等勘定における処理)

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理いたします。

第5条 (特定口座を通じた取引)

特定口座を開設されたお客さまが、当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、お客さまから特に申出がない限り、当行が定める取引を除き、原則特定口座を通じて行うものとします。

第6条 (所得金額等の計算)

当行は、特定口座における特定口座内保管上場株式等の譲渡等および源泉徴収選択口座に入られた配当等に係る所得金額の計算については、法その他関係法令の定めに基づき行います。

第7条 (特定口座に入られる上場株式等の範囲)

当行は、お客さまの特定保管勘定において受入れる上場株式等の範囲を、次に掲げる公募非上場投資信託の受益権（以下「投資信託」といいます。）または国債・地方債（以下「公共債」といいます。）に限定します。なお、次の各号に該当する投資信託または公共債であっても当行の都合により特定保管勘定で預りしないことがあります。

- ①お客さまが特定口座開設届出書の提出後に、当行が行う募集もしくは当行への購入申込または当行から取得をし、その取得後直ちに特定口座に入られる投資信託または公共債。
- ②当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客さまの特定口座に入られている特定保管内上場株式等の全部または一部を所定の方法により当行の当該お客さまの特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）することにより受入れるもの（ただし、当行が取扱いをしている銘柄に限りません。）
- ③お客さまが、贈与・相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じとします。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じとします。）により取得した投資信託または公共債で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者が当行または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされているものであって、当行所定の方法により、当行の特定口座に移管されるもの（同一銘柄のうち、一部のみを移管する場合を除きます。）
- ④お客さまが当行に開設する非課税口座で管理されていた上場株式等で、所定の方法により当行の当該お客さまの特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）することにより受入れるもの。

第8条 (源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

1. 当行はお客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（当該源泉徴収口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされているものに限りません。）のみを受入れます。
2. 当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受取った後直ちにお客さまに交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

第9条 (譲渡の方法)

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して行う方法または当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行を経由して行われる方法により行います。

第10条 (源泉徴収・還付)

1. 当行は、お客さまから特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合には、法、地方税法、その他関係法令の規定に基づき、特定口座内保管上場株式等の所得について、所得税および復興特別所得税、地方税の源泉徴収または還付を行います。
2. 源泉徴収は、特定口座内保管上場株式等の譲渡等の対価に相当する金額の支払をする際にその金額より差引くことにより行い、源泉徴収後の金額を指定預金口座へ入金します。
3. 源泉徴収した税金について還付を行う場合は、売却代金と合わせて指定預金口座へ入金します。
4. 上場株式配当等を受入れた源泉徴収選択口座で上場株式配当等と譲渡損失の損益通算を行った結果、お客さまに還付すべき金額が発生した場合は、当行が定める日に、指定預金口座へ入金します。

第11条 (特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知)

お客さまが特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しを行った場合には、法令に基づき、当行はお客さまに対し当該払出しの通知を書面により行います。

第12条 (相続または遺贈による特定口座への受入れ)

当行は、第7条第3号に規定する上場株式等の移管による受入れについては、関係法令等の定めるところおよび当行所定の方法により行います。

第13条 (上場株式等の移管)

当行の特定口座から他の口座管理機関の特定口座への移管については、法令に基づき当行所定の方法により行います。ただし、他の口座管理機関において、お客さまから移管の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により移管を受け付けられない場合、当行は移管の申出を受け付けられないことがあります。

第14条 (特定口座年間取引報告書の送付)

1. 当行は、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに、お客さまに送付します。また、第17条により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに送付します。
2. 当行は特定口座年間取引報告書を、2通作成し1通をお客さまに交付し、1通を所轄の税務署に提出します。
3. 当行は、お客さまの特定口座において上場株式等の譲渡または配当等の受入れが行われなかった年の特定口座年間取引報告書について、お客さまからの請求がない場合には、当行はお客さまに交付しないこと

ができることとします。

第15条（届出事項の変更）

特定口座開設届出書提出後に、当行に届出たご住所、お名前等の届出事項に変更があったときは、お客さまは遅滞なく特定口座異動届出書を当行に提出してください。また、その変更がご住所、お名前等に係るものであるときは、住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類等をご提示いただき、確認をさせていただきます。

第16条（出国・帰国時の取扱）

1. 特定口座を開設したお客さまが出国される場合に、租税特別措置法施行令（以下、「施行令」といいます。）第25条の10の5第2項に定める要件を満たす場合、出国前特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の全てにつき、当行に開設される出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載もしくは記録を受け、または保管の委託をすることで、帰国後、当行に再度開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。この取扱いを希望されるお客さまは、出国をする日までに特定口座継続適用届出書を当行に提出していただくこととします。
2. お客さまが帰国された後、当行に対し、特定口座開設届出書とともに出国口座内保管上場株式等移管依頼書を提出いただくことにより、出国口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または保管の委託がされている上場株式等を特定口座に移管するものとします。

第17条（特定口座の廃止）

この契約は、次の各号のいずれかに該当するときに解約され、お客さまの特定口座は廃止されるものとします。

- ①お客さまが当行に対して特定口座廃止届出書を提出されたとき。
- ②特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。
- ③お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。
- ④やむを得ない事由により、当行が解約を申出たとき。

第18条（法令・諸規則等の適用）

この約款に定めのない事項については、法、地方税法、関係政省令および諸規則等に従って取扱うものとします。

第19条（免責事項）

お客さまが第15条の変更手続きを怠ったこと、その他当行の責めにやらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、ならびに、この約款変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

第20条（成年後見等の届出）

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を画面によってお届けください。お客さまの補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。

第21条（約款の変更）

1. この約款は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この約款の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
2. 前項によるこの約款の変更は、変更後の約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第22条（合意管轄）

お客さまと当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

（附則）

この約款は、令和2年4月1日より適用させていただきます。

以 上